

第Ⅲ章 不正事案への対応など

1 不正事案への対応

(1) 薬物犯罪の捜査・取締り

○ 不正な麻薬、大麻、覚醒剤などの薬物犯罪について、捜査・取締りを行いました。

① 法令別検挙人員

(関東信越厚生局における平成29年の実績)

麻薬及び向精神薬取締法	23人(28年)	24人
あへん法	0人(28年)	0人
大麻取締法	80人(28年)	50人
覚せい剤取締法	43人(28年)	57人
麻薬特例法	14人(28年)	9人
医薬品医療機器等法(旧薬事法)	27人(28年)	33人
合計	187人(28年)	173人

② 特徴等

平成29年は外国人犯罪グループによる覚せい剤の多量密輸事件が相次ぎ、麻薬取締部も関係機関と連携を取りながら捜査し、約826キログラムの覚せい剤を押収しました。

また、大麻事案では不正栽培事案が急増しており、管轄都県内で合計470株以上の大麻草を押収しました。

危険ドラッグは、徹底した取締りにより店舗販売はなくなりましたが、インターネットなどを利用して、今でも乱用が続いています。

(2) 保険医療機関等の指定の取消・保険医等の登録の取消

- 診療内容・診療報酬等の請求において、不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある際に、患者への調査・確認を行い、当該事実の確認（監査）を行ったうえで、保険医療機関等の指定取消、保険医等の登録取消といった行政処分を行いました。

① 取消の状況

保険医療機関等の指定取消	7 件（平成27年度 6 件）
保険医等の登録取消	3 人（平成27年度 2 人）

② 特徴等

- ・ 不正内容は付増請求、振替請求がそのほとんどを占めています。
- ・ 取消に係る端緒は、指導を行った際に不正が強く疑われたことによるものです。